

平成29年7月

管内の雇用状況(平成29年5月内容)

有効求人倍率0.73倍

ハローワーク大河原

〒989-1201

柴田郡大河原町大谷字町向126-4

オーガ1F

電話 0224-53-1042

FAX 0224-52-3989

ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中で最も低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

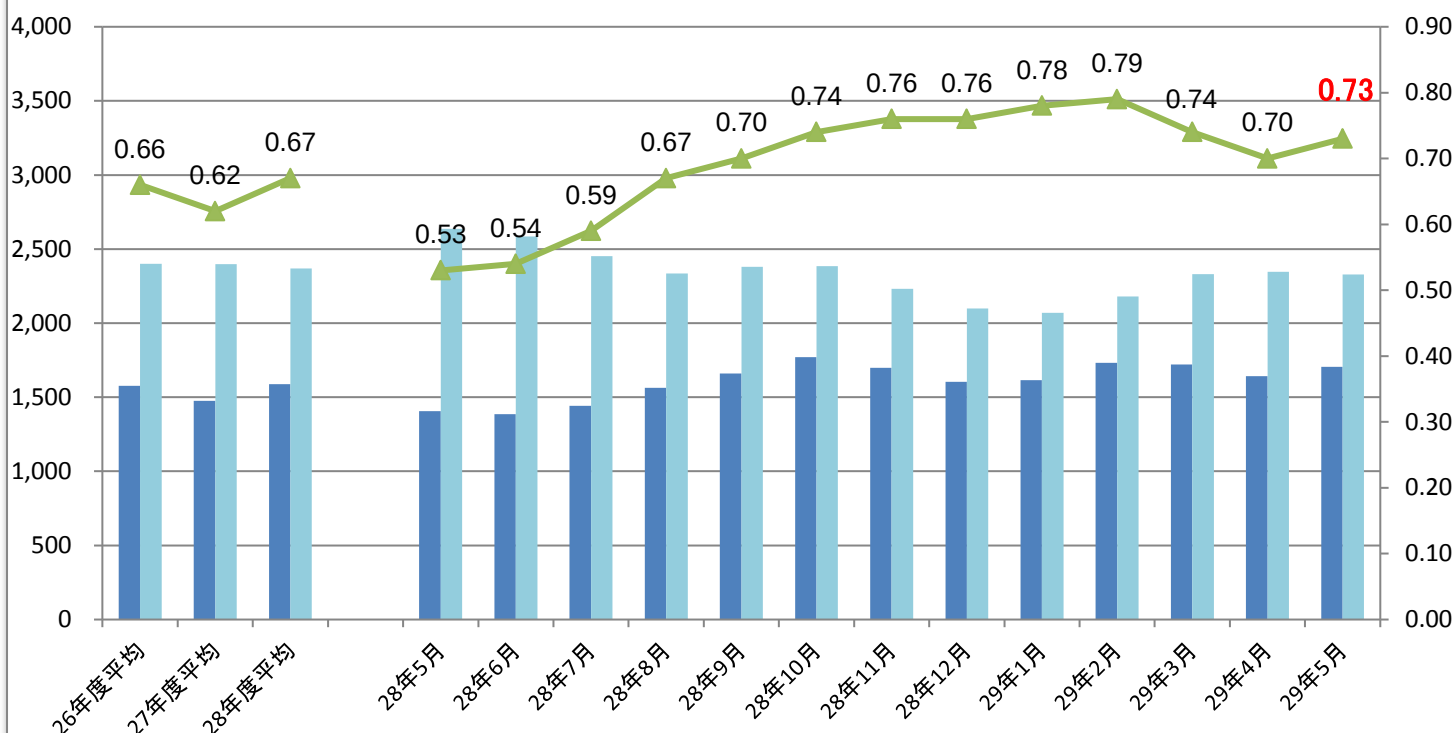
<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の数が多く、下回ると仕事を探す人の数が多いことを示しています。

ハローワーク大河原管内の求人数、求職者数の推移

(人)

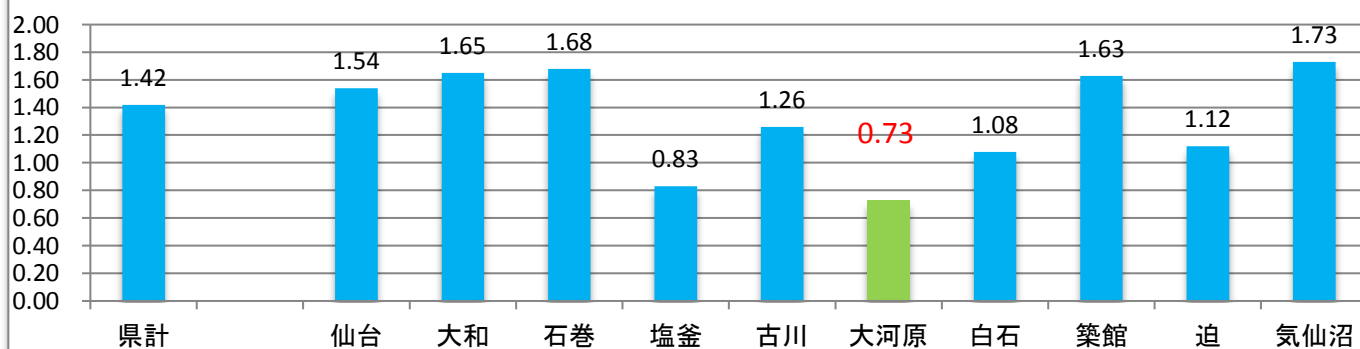
(倍)

■ 有効求人数 ■ 有効求職者数 ▲ 有効求人倍率



ハローワーク管内別有効求人倍率(29年5月内容)

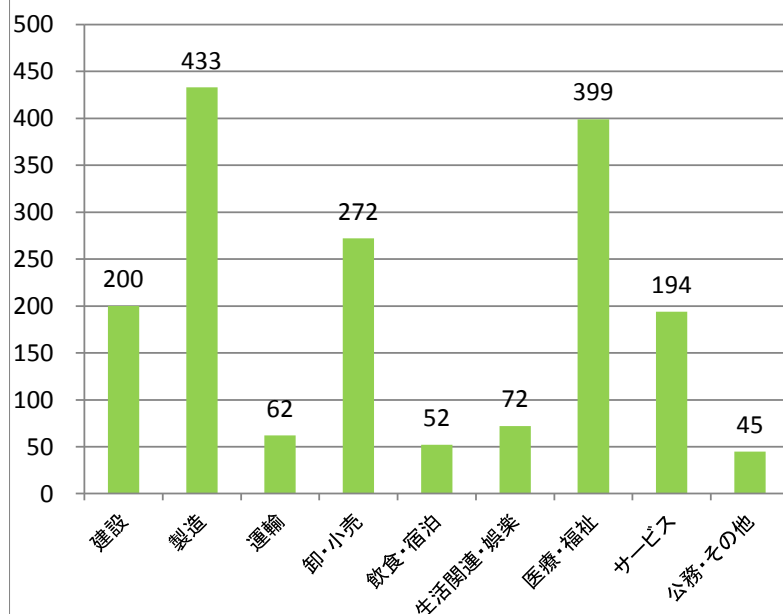
(倍)



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。

主な産業の新規求人数

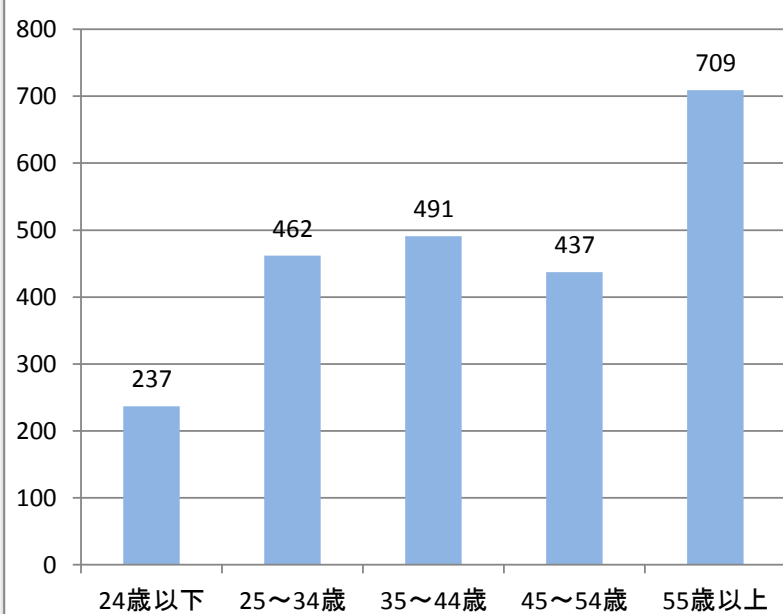
■ 29年3月～29年5月



※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。

年齢層別求職者数

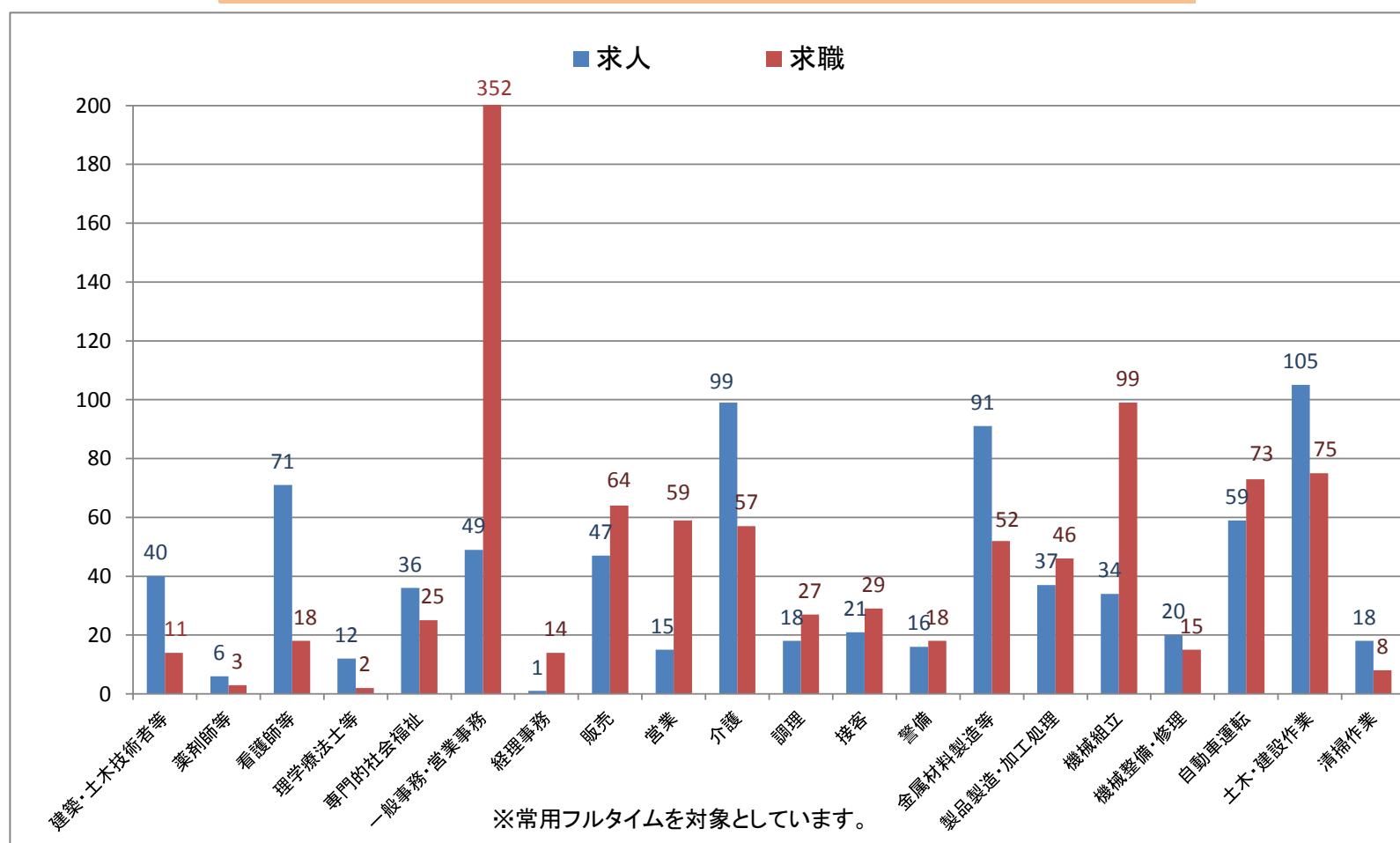
■ 29年3月～29年5月



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の求人・求職バランス表

【29年5月内容】



職業別新規求人賃金情報

【29年1月～3月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	10～12.5未	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	28	0	0	2	9	13	14	18	17
薬剤師等	7	0	0	0	0	0	0	4	6
看護師等	52	0	1	12	26	46	47	38	17
専門的・社会福祉の職業	26	0	4	15	12	15	9	6	3
一般事務員・営業事務員	61	3	38	38	26	15	4	7	4
経理事務員	9	0	1	6	6	2	2	3	2
販売員	23	2	9	15	9	16	3	3	2
営業員	15	0	0	2	7	9	7	8	6
介護の職業	42	1	17	35	32	18	0	0	0
調理の職業	14	0	10	11	10	3	1	2	0
接客の職業	11	0	6	7	5	0	0	1	0
警備員	3	0	2	1	1	0	0	0	0
金属材料製造の職業	74	0	15	44	48	30	17	19	12
製品製造・加工の職業	24	3	10	13	13	8	2	3	0
機械組立の職業	9	2	7	4	1	2	2	0	0
機械整備・修理の職業	19	1	3	12	13	11	10	7	3
自動車運転の職業	47	0	7	9	11	9	11	22	14
土木・建設の職業	53	0	3	12	22	41	36	36	29
電気工事の職業	12	0	0	5	8	10	8	6	5
清掃の職業	7	2	3	5	4	2	2	0	0

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人を賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。
この資料は四半期ごとに更新しています。

中途採用者採用時賃金情報

【29年1月～3月内容】

(月額、単位:千円)

	全年齢	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	212	183	195	230	227	214
専門・技術	248	192	208	273	221	304
事務	206	166	186	237	169	219
販売	214	*	175	224	292	*
サービス	181	158	175	195	192	176
警備	132	*	*	*	*	132
農林漁業	181	*	159	*	*	*
運輸	240	203	211	247	261	226
生産工程・労務	198	190	196	212	208	189

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに更新しています。

ハローワークからのお知らせ

(事業主の方へ)

非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します！

キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額 ※<>は生産性の向上が認められる場合の額、()は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合	① 有期→正規：1人当たり 57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>) ② 有期→無期：1人当たり 28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>) ③ 無期→正規：1人当たり 28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>) ※ 正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含みます。 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、①③：1人当たり28万5,000円<36万円>(大企業も同額)加算 ※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業所における35歳未満の対象労働者を転換等した場合、 ①：1人当たり95,000円<12万円>(大企業も同額)、②③：47,500円<60,000円>(大企業も同額)加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ①③：1事業所当たり95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>)加算
人材育成コース	有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施 ・ 一般職業訓練(OFF-JT) ・ 有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJT)	OFF-JT 賃金助成：1h当たり 760円<960円> (475円<600円>) 経費助成：実費助成 ※訓練時間数に応じて1人当たり次の額を限度 (有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合) 100時間未満の場合 10万円(7万円) 15万円(10万円) 100時間以上200時間未満の場合 20万円(15万円) 30万円(20万円) 200時間以上の場合 30万円(20万円) 50万円(30万円) OJT 実施助成：1h当たり 760円<960円> (665円<840円>)
賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が1人～3人： 95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>) 4人～6人： 19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>) 7人～10人： 28万5,000円<36万円> (19万円<24万円>) 11人～100人：1人当たり 28,500円<36,000円> (19,000円<24,000円>) ② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が1人～3人： 47,500円<60,000円> (33,250円<42,000円>) 4人～6人： 95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>) 7人～10人： 14万2,500円<18万円> (95,000円<12万円>) 11人～100人：1人当たり 14,250円<18,000円> (9,500円<12,000円>) ※ 中小企業において3%以上増額した場合、①：14,250円<18,000円>加算、②：7,600円<9,600円>加算 ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>)加算
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合	1事業所当たり 38万円<48万円> (28万5,000円<36万円>)
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり 57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>)
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり 38万円<48万円> (28万5,000円<36万円>)
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合	基本給の増額割合に応じて、1人当たり 3%以上5%未満： 19,000円<24,000円> (14,250円<18,000円>) 5%以上7%未満： 38,000円<48,000円> (28,500円<36,000円>) 7%以上10%未満： 47,500円<60,000円> (33,250円<42,000円>) 10%以上14%未満： 76,000円<96,000円> (57,000円<72,000円>) 14%以上： 95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>)
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合	1人当たり 19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>) ※ 上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも助成 1時間以上2時間未満： 38,000円<48,000円> (28,500円<36,000円>) 2時間以上3時間未満： 76,000円<96,000円> (57,000円<72,000円>) 3時間以上4時間未満： 11万4,000円<14万4,000円> (85,500円<10万8,000円>) 4時間以上5時間未満： 15万2,000円<19万2,000円> (11万4,000円<14万4,000円>)

- ◆ 生産性の向上が認められる要件については、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。
- ◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290401派企01

掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月はじめに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。